2015年日本政府年次報告 「機械の防護に関する条約」(第 119 号) (2010年6月1日~2015年5月31日)

1. 質問 I について

前回までの報告に、変更または追加すべき事項はない。

2. 質問Ⅱについて

[第 15 条]

前回までの報告に、以下の事項を追記する。

「2015年5月31日現在、船員法及び関係規則等の実施の監督は、国土交通大臣の所管に属し実施機関として中央に国土交通省海事局安全政策課があり、全国9の地方運輸局、1運輸監理部、33運輸支局及び18海事事務所並びに沖縄総合事務局に、船員労働環境担当課及び180人の船員労務官が配置されている。(2014年度末定員)

2015年3月31日現在、労働基準監督署の数は321署及び4支署、労働基準監督官の数は3,954名となっている。

労働基準監督官がその権限に基づいて行った臨検監督において、労働安全衛生法第20条及び第43条に関する違反が認められた場合には、是正勧告を行い、法違反を是正させている。また、重大・悪質な事案に対しては司法警察員として犯罪捜査を行い、送致している。」

3. 質問Ⅲについて

質問Ⅱ〔第15条〕に関する報告を参照されたい。

4. 質問Ⅳについて

前回までの報告に変更または追加すべき事項はない。

5. 質問Ⅴについて

前回までの報告に変更または追加すべき事項はない。

6. 質問Ⅵについて

本報告の写しを送付した代表的な労使団体は、下記のとおりである。

(使用者団体) 一般社団法人 日本経済団体連合会

(労働者団体) 日本労働組合総連合会